

「北朝鮮の金正恩氏による常軌を逸した頻回に亘る弾道ミサイル等の日本海等への
発射に抗議する決議」を求める陳情

令和4年12月1日
3字削除

【陳情趣旨】

朝鮮人の金正恩氏（以下、敬称略）が弾道ミサイル等の開発を加速度的に実行しています。特に今月には既に30発以上発射し、先月、今月に発射した物の一部は我が国上空を通過し数年ぶりにJアラート発出を伴う物や我が国の排他的経済水域（EEZ）内に弾着する物もあり、これらは平和を愛する日本国民を恐怖に陥れています。また、ミサイルの種類や性能、発射方法、軌道等多岐にわたり、我が国をはじめ世界に対して軍事的挑発のレベルを高めています。

また、弾道ミサイルと核弾頭は不可分の関係であり、この事は朝鮮人金正恩が自ら認めており、弾道ミサイルに搭載する核弾頭の小型化にも一定の成果を収めていると思料されます。

毎日新聞によると北朝鮮国営の朝鮮中央通信が今月16日に日本を非難する論評を発表し、「日本上空を通過した10月4日の中距離弾道ミサイル発射は『敵たちに送った警告だ』と述べ、北朝鮮に対し米韓両国との連携強化で対抗する日本を強くけん制した。本会 論評は『この警告が実際の結果につながるかどうかは、日本をはじめとする敵対勢力の態度にかかっている。日本の敵視策動は高い代価を支払うだろう』とも述べた。」とあります。*記事は11月16日付ネット配信です。

習志野市議会では本年3月に同趣旨の決議文を発出していますが、弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない朝鮮人金正恩に対し、平和を愛しこれを希求する習志野市（民）として、その心意気を、改めて抗議文を決議・発出することが必要だと思います。

【陳情項目】

表題の通りです。

尚、本陳情提出後、本会議までの間に朝鮮人金正恩が核実験を行った場合は、委員会、本会議等で核実験に対する抗議文の追加発出もご検討ください。その理由は単純明快です。「朝鮮人金正恩（北朝鮮）には核の保有が国際社会（国連）で認められていないため」です。

令和4年11月24日

習志野市鷺沼台4-7

緒方 隆

令和4年12月2日
16字削除

習志野市議会議員 清水 大輔 様



危惧していた通り（受理番号 100 号陳情参照）、誠に残念ながら習志野市から生活保護の不正受給による逮捕者が発現してしまいました。この事に関する市長コメントを念頭に市議会でも不正受給者に対し厳正に対処する事を決議するよう求める陳情

*本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した 4 枚の数値資料等（私の認識ではこの 4 枚の資料も陳情書の一部です）も併せて全 6 枚を一括してお取り扱い（公開）ください。また、委員会では議事録に残すため資料以外は朗読をお願いいたします。

【陳情趣旨】

直近の千葉日報（令和 4 年 11 月 22 日付）や産経新聞（同 11 月 23 日付）によると、習志野市大久保 4 丁目在住の三上芳●男・57 歳）が生活保護を不正受給したとして詐欺容疑で逮捕された事が報道されました。逮捕日は同 11 月 21 日との事です。容疑の内容は、市に対し虚偽の収入申告（過少申告）を行い、生活保護費約 163 万円を不正受給したとの事です。

*●は上記新聞、ネット等では公表されておりますが容疑者の人権に配慮し伏字にしております。

さて、本市の生活保護やその不正受給の状況（別紙 1 参照）は、金額ベース（令和 3 年度末と同 2 年度末比較）でいうと、保護費は約 1 億 2700 万円減少（約 36 億 42 百万ー約 37 億 69 百万）しているにもかかわらず、不正受給は約 1 千 057 万円増加（約 1 億 3908 万ー約 1 億 2851 万）と悪化の一途をたどっています。不正受給額は過年度 4 年間をみても同様の惨状を呈しています。

不正受給者を個別にみる（別紙 2, 3 参照）と、A 世帯のように約 700 万円以上の不正受給（以下、悪行などという）を行い、発覚後約 11 年半の間に返還したのは約 24 万円（返還率約 3.4%）しかなく、現在 50 代である事とこれまでの返還状況から推すとお亡くなりになるまでに完納できる可能性はかなり低いと思われます。また、R 元ー①世帯のように約 1 千 75 万円もの悪行、R 元ー②世帯のように 2 件重ねて約 441 万円もの悪行をし、これら世帯は発覚後 1 円も返還しておりません。

この様な中で三上芳●容疑者が逮捕された訳ですが、三上容疑者の悪行は約 163 万円とのことです。三上容疑者と比較して上記 A 世帯やましてや 1 円たりとも返還していない R 元ー①世帯、R 元ー②世帯のようなまったくもって返還がおぼつかないと云わざるを得ない方々が生存しているのが現状です。三上容疑者に対しては市（市長）として警察に告訴したようですが、悪行について個別の事情は知りませんが、A 世帯や R 元ー①世帯、R 元ー②世帯のような方々については告訴されないのでしょうか？ 不思議でなりません。

*不思議というのは三上容疑者よりも高額の悪行を行い発覚後 1 円も返還していない方々が他にも複数人いるという事です。

*そもそも資料中の世帯は（生活保護法）78 条による徴収金未納者であり、78 条が適用されている時点で悪行について「悪質性がある」と当局に判断された方々です。悪質性とは悪行の金額や期間、回数、悪行についての事情説明等に疑念がある、念書（債務承認書等）の提出拒否、返還拒否等が思料されます。

令和4年12月1日

よ字加

三上容疑者の逮捕を受け令和4年11月21付で市が公表した「【報道リリース】生活保護費不正受給事件について」(別紙4)の下段市長のコメントには「本市においては、課税所得額と収入申告額の突合を確実に実施することなどにより不正受給の防止及び早期発見に取り組んできたところですが、結果としてその悪質性により、受給者への刑事告訴に踏み切り、逮捕に至ったものです。今後とも、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処してまいります。」とあります。

自治体は二元代表制であり市長(当局)がこのようなコメントを発出した中、もう一方の代表である市議会でも同趣旨の決議がなされるべきだと考えております。

【陳情項目】

表題の通りです。

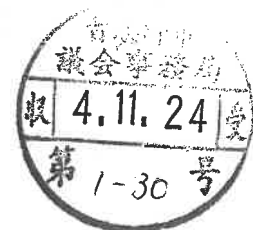
補足しますと陳情趣旨に記載した本市に於ける悪行の状況、添付した資料、この度の三上容疑者の逮捕、市長のコメント等々よくよくご賢察のうえ、決議文を発出願います。

令和4年11月24日

習志野市鷺沼台4-7

緒方 慶子

習志野市議会議長 清水 大輔 様



1.

令和4年10月27日
習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	H30年度末(R元年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R元年度末(R2年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R2年度末(R3年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	R3年度末(R4年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)				
日本人世帯				
合計	94世帯 (保護43世帯、廃止51世帯) 102,489,660円	99世帯 (保護47世帯、廃止52世帯) 117,705,472円	108世帯 (保護51世帯、廃止57世帯) 128,511,947円	111世帯 (保護61世帯、廃止50世帯) 139,078,328円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

H30年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R元年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R2年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	R3年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
1,755世帯 3,538,746,454円	1,773世帯 3,661,378,581円	1,825世帯 3,768,618,106円	1,845世帯 3,642,031,437円

※世帯数は各年度末時点

※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

H26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
H27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第237条)
H28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第238条)
H29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第239条)
H30年度	5世帯 1,074,072円	日本人世帯 5世帯 1,074,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第240条)
R元年度	5世帯 1,805,586円	日本人世帯 5世帯 1,805,586円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第241条)
R2年度	9世帯 6,432,058円	日本人世帯 9世帯 6,432,058円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第242条)
R3年度	2世帯 1,755,631円	日本人世帯 2世帯 1,755,631円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第243条)

R4年12月2日

訂正

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年7月末状況

単位 (円)

平成29年度末		令和4年7月末					
世帯数	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
15世帯 (日本15)	49,299,107	554,000	610,500	658,500	490,000 不納欠損2,567,829円	194,000	44,224,278

(内訳)

単位 (円)

平成29年度末		令和4年7月末					
世帯	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
A世帯	6,935,500	12,000	16,500	16,500	18,000	6,000	6,866,500
B世帯	6,605,000	0	60,000	60,000	55,000	0	6,430,000
C世帯	4,513,846	240,000	240,000	240,000	240,000	80,000	3,473,846
D世帯	3,542,016	26,000	24,000	20,000	16,000	26,000	3,430,016
E世帯	3,428,295	0	0	0	0	0	3,428,295
F世帯	3,227,060	20,000	0	0	15,000	30,000	3,162,060
G世帯	2,775,679	0	0	0	0	0	2,775,679
H世帯	2,618,803	0	10,000	70,000	60,000	20,000	2,458,803
I世帯	2,567,829	0	0	0	0	0	0
J世帯	2,480,000	0	0	0	50,000	20,000	2,410,000
K世帯	2,377,660	0	0	0	0	0	2,377,660
L世帯	2,166,350	16,000	20,000	32,000	36,000	12,000	2,050,350
M世帯	2,023,465	0	0	0	0	0	2,023,465
N世帯	2,020,000	0	0	0	0	0	2,020,000
O世帯	2,017,604	240,000	240,000	220,000	0	0	1,317,604

単位 (円)

A			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成23年度	7,114,718	34,718	7,080,000
平成24年度	7,080,000	5,000	7,075,000
平成25年度	7,075,000	26,000	7,049,000
平成26年度	7,049,000	34,000	7,015,000
平成27年度	7,015,000	32,000	6,983,000
平成28年度	6,983,000	29,000	6,954,000
平成29年度	6,954,000	18,500	6,935,500
平成30年度	6,935,500	12,000	6,923,500
令和元年度	6,923,500	16,500	6,907,000
令和2年度	6,907,000	16,500	6,890,500
令和3年度	6,890,500	18,000	6,872,500
令和4年度	6,872,500	6,000	6,866,500

性別	女
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	H19.11
最終不正受給年月	H22.10
完済見込時期	未定

令和元年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和4年9月末状況

単位 (円)

令和元年度末		令和4年9月末				
世帯数	未納額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	17,649,974	40,000	200,000	250,000	140,000	17,059,974

(内訳)

単位 (円)

令和元年度末		令和4年9月末				
世帯	未納額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度返納額	令和4年度中返納額	未納残額
R元-①世帯	10,744,945	0	0	0	0	10,744,945
R元-②世帯	4,410,380	0	0	0	0	4,410,380
R元-③世帯	1,063,277	40,000	200,000	240,000	140,000	483,277
R元-④世帯	774,800	0	0	0	0	774,800
R元-⑤世帯	656,572	0	0	10,000	0	646,572

単位 (円)

R元-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	10,744,945	0	10,744,945
令和2年度	10,744,945	0	10,744,945
令和3年度	10,744,945	0	10,744,945
令和4年度	10,744,945	0	10,744,945

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	平成26年12月
最終不正受給年月	令和元年11月
完済見込時期	未定

単位 (円)

R元-② 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	4,410,380	0	4,410,380
令和2年度	4,410,380	0	4,410,380
令和3年度	4,410,380	0	4,410,380
令和4年度	4,410,380	0	4,410,380

性別	男
年齢	50代
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	平成26年6月
最終不正受給年月	平成26年6月
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	平成26年7月
最終不正受給年月	平成30年7月
完済見込時期	未定



生活保護費不正受給事件について

本市で生活保護費を受給していた者が、収入を隠して生活保護費を不正受給していたとして、詐欺容疑で逮捕されました。

本事件については、本市で調査を行った結果不正受給であると判断し、習志野警察署に相談の上、刑事告訴していたものです。

1. 逮捕された元受給者 : 57歳 男性
2. 逮捕日 : 令和4年11月21日(月)
3. 逮捕に至る経過 :
 - 平成24年8月 生活保護開始。
 - 平成29年6月 収入申告額に疑義が生じ調査開始。
 - 令和元年12月 生活保護廃止。
 - 令和3年9月14日 不正受給と判断し習志野警察署に刑事告訴。
4. 逮捕の内容
被疑者は就労により得た収入について虚偽の申告を行い、生活保護費1,638,884円を不正に受給した。

《宮本泰介市長コメント》

本市においては、課税所得額と収入申告額の突合を確実に実施することなどにより不正受給の防止及び早期発見に取り組んできたところですが、結果としてその悪質性により、受給者への刑事告訴に踏み切り、逮捕に至ったものです。

今後とも、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処してまいります。

問い合わせ先
健康福祉部 生活相談課
電話：047-453-9205

「中国の習近平氏による度重なる我が国の領海（東支那海）侵入や弾道ミサイルの
我が国の排他的経済水域（EEZ・東支那海）への弾着に抗議する決議」を求める陳
情

【陳情趣旨】

習近平氏による沖縄県尖閣諸島近辺への領海（東支那海）侵入が近年常態化しています。また令和
4年8月4日には複数の弾道ミサイルを発射しその内の複数発が沖縄県波照間島沖の我が国の排他
的経済水域（EEZ・東支那海）に歴史上はじめて弾着しました。

これらの蛮行に対し、中国からみれば外国の一地方自治体ではありますが、平和を愛しこれを希求
する習志野市（民）として、その心意気を、抗議文を決議・発出することにより、今こそ習近平氏
に対し示すべき時だと思えます。

令和4年12月2日
8字訂正

【陳情項目】

表題の通りです。

令和4年11月24日

習志野市鷺沼台4-7-1
緒方直子

習志野市議会議長 清水 大輔 様



令和 4 年 2 月に実施された「習志野市キャッシュレス生活キャンペーン」
に於ける補正予算に関する陳情

陳情趣旨

本年 2 月に実施された上記キャンペーンで当初予算 4000 万円（NTTドコモの手数料 500 万円込み）に対して 2 月 10 日時点で総額 14,400 万円となり、不足したポイント分の金額 10,400 万円は、当初予算の 3.6 倍にもなり、常道を逸した結果となったことは、例え「うっかりミスの想定外」とは言え、キャンペーンのプロたるものの NTTドコモにはキャンペーンを請け負う資格は無いとしか言えません。

尚且つ、この契約に同調して契約締結を行った習志野市にもミスがあったと推定いたします。更には、契約書の中の「仕様書」にはポイント還元総額が予算上限に達した場合は、キャンペーン終了となりますと謳っていることは、「上限」を予想できると思われる文面があるのです。言うことは、このキャンペーンは、2 月 10 日で当初予算に達したとみるのに何ら違和感はないと考えます。

要するにこのキャンペーンは「失敗」とみるべきで、契約にある「仕様書」に則して考えますと、習志野市、習志野市民から見れば、契約不履行の誹りは免れないのではないのでしょうか。

その上、9 月の定例議会で私の「陳情」にありましたこのキャンペーンを広報などでの報告をお願いいたしましたが、反対 15 名、賛成 12 名で否決になりました。

私はこの結果が悪いという訳ではありませんが、税金である基金の使途を市民の誰もが納得する形で報告する義務があることをどう思っておられるのでしょうか。

議会が責任を負うべき対象は誰だと思いませんか？ 住民から直接選挙で選ばれている議会は住民に対して「説明責任」を果たさなければならない事がご理解いただけるのであれば、自ずとその答えは明白じゃないのでしょうか。

次に、市長は 5 月に私が d ポイントキャンペーンについて質問しました中で「このキャンペーンの予算超過の可能性をを予想していた」との回答があります。（別紙参照）

然しながら、契約書の仕様書で NTTドコモは、期間中のポイント付与合計額が、ポイント原資上限額に達すると見込まれる場合、甲乙協議の上終了日を前倒しするとなっており、仕様書通りに前倒ししてキャンペーンを中止したのですから、予算超過がなかったと判断しますので、市が仕様書通りに行われたであろうことと NTTドコモが円滑な目的通りのキャンペーンを実施したであろうとの契約内容とには、予算超過を以って、この時点で契約内容に齟齬が生じており、このキャンペーンに極めて大きな予算超過を生じさせた甲乙両者の責任は、免れないものと判断いたします。市長は、予算超過を認識しながらそれを契約条項に盛り込まず、NTTドコモは大幅な予算超過を阻止できなかったことは、甲乙両者が契約書に対しての認識が甘く、契約を遵守し、誠実な履行がなされなかったのに全く謝意もなく、甲乙両者に誠意ある態度は全くくみ取ることが出来ません。

上記のような理由から下記の項目について陳情いたします。

- 1 キャンペーンの詳細（明細）を提出していただくことを提案します。税金が使われている以上個人情報を除いたものを提出する義務があると考えますし、市民には要求する権利があります。そして、来年は予算超過を行わないために何をどのように行うかの説明と市民に対しての謝罪を願います。
- 2 今回の件は契約書の「仕様書」通りに実施された場合は、多少の誤差はあっても大きな補正予算の必要性はなかったと判断します。いくら想定外とは言え、交通事故と同様に加害者、被害者と言うものは表面的には存在しませんが、最大の被害者は、「習志野市民」であり、予算超過しても市内の店舗では経済的に潤ったと言われそうですが、結果で発言するべきではなく、市民の税金を軽視した発言であり、看過することはできません。更に昨今は、公務員、特別公務員には「うっかりミス、仕方なかった」で賠償の責任から免れられないことが多く、このような観点からか公務員、特別公務員の個人賠償が増えている状況にあって、損害賠償保険の加入が増えている事に関しての市長のご意見を伺います。

令和 4 年 11 月 24 日

住 所

習志野市香澄 1-5-3-208

氏 名

高橋 政敏

電話番号

〇〇〇〇〇〇〇〇

習志野市市会議長

清水大輔 様 あて



2022 年 11 月 24 日

習志野市議会議長

清水 大輔 様

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の
改正を求める意見書を国への提出を求める請願書

紹介議員：

~~佐々木 秀~~

令和4年12月2日 13:07

団体名：千葉土建一般労働組合 船橋習志野支部

執行委員長 渡辺 綱男

所在地：千葉県船橋市薬円台 5-12-13

電 話：[REDACTED]



**「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の
改正を求める意見書を国への提出を求める請願書**

【請願趣旨】

建設アスベスト訴訟は 2021 年 5 月 17 日に最高裁にて、一人親方等への責任を含む国の違法とアスベスト建材製造企業 10 社の賠償を認める判決が下されました。

さらに国は「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」を成立し、2022 年 1 月に給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があり、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時に多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

また、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組を踏襲したため、支給対象に屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者が含まれておらず、死亡後 20 年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、国に対し建設アスベスト給付金法の改正を求めます。

よって、貴議会に下記の事項について、国への意見書提出を請願します。

【請願事項】

1. 建設アスベスト給付金にアスベスト建材製造企業からも基金を拠出させること。
2. 給付金の対象に屋外で主に働いた建設アスベスト被害者も含めること。
3. 20 年の除斥期間を延長もしくは撤廃すること。

地方自治法 124 条の規定により、上記のとおり請願します。

2022 年 11 月 24 日

団体名：千葉土建一般労働組合 船橋習志野支部

執行委員長 渡辺 綱男

所在地：千葉県船橋市薬円台 5-12-13

電 話：[REDACTED]

習志野市議会議長 清水 大輔 様

令和 4 年 11 月 24 日

習志野市市議会議長

清水 大輔 様

習志野市鷺沼 3-5-31

廣 瀬 き み 子

都市計画道路の新設に関する陳情

項目

橋と梅林園までの道路を、新たに、都市計画道路に、新設して下さい。

理由

・市民生活に必要な道路と橋

- ・開発される鷺沼地区の街区に住む住民が鷺沼台 4 丁目や花咲、大久保、本大久保地域に行くための主要な道路
- ・開発される鷺沼地区の街区にできる商業区の鷺沼台 4 丁目や花咲、大久保、本大久保地域からの利用が不便になる
- ・開発される鷺沼地区の街区へのアクセスが 4 本から 3 本に減じることで生じる商業区の不利益が懸念される。
- ・同様に、アクセス路が 4 本から 3 本に減じることで 1 本あたりの道路における交通量が増加し、利用者、とくに小学生の通学時の安全性が危惧される。
- ・予測されている関東の大地震における災害対策としても必要な道路
- ・必要な道路計画をここで手放すと、必要になっても 2 度と建設できない。

